

3 生徒心得

本校生徒は学校内外を問わず常に本校生徒としての自覚と誇りをもって、学業に励み、徳性を磨き、友愛の精神を忘れることなく、心身ともに健全で将来有為な社会人としての教養を高めることに努力するものである。

1 服装・頭髪

服装は生徒としてふさわしい端正なものを用い、質素で清潔であるように心掛ける。A、B、Cのどれも選択することができる。なお「暑い季節等においては指定のポロシャツ、寒い季節等においては防寒着等の着用も可であるが、式典等についてはそれにふさわしい制服を着用することとする。

(1) タイプ A 標準型学生服、長ズボンとする。学生服には学校指定のボタンを付け、校章は左襟に付ける。

上衣を脱いだ時は、白カッターシャツを着用していること。半そで開襟シャツ、学校指定のポロシャツも可とする。カッターシャツのすそはズボンの中に入れること。

校章はカッターシャツの左胸に付ける。

(2) タイプ B 学校指定の制服（濃紺のサージ、背広型の剣襟）で、スカートまたはスラックスの組み合わせとする。校章は左胸に付ける。制服の中に白カッターシャツを着用していること。

上衣を脱いだ時は、カッターシャツを着用していること。半そで開襟シャツ、学校指定のポロシャツも可とする。カッターシャツのすそはスカート、スラックスの中に入れること。スカート丈は膝が隠れる程度とする。

校章はカッターシャツの左胸に付ける。

(3) タイプ C 学校指定の制服（濃紺の2つボタンシングルジャケット）で、同系色のスカート又はスラックスの組み合わせとする。校章は左胸に付ける。制服の中に白カッターシャツを着用していること。ジャケット着用の際は、指定のネクタイも着用すること。

上衣を脱いだ際は、カッターシャツを着用していること。半袖開襟シャツ、学校指定のポロシャツも可とする。カッターシャツのすそはスカート、スラックスの中に入れること。スカート丈は膝が隠れる長さとする。

校章はカッターシャツの左胸に付ける。

(4) 靴 下

ア ソックスは白、黒、濃紺色など華美でないものとする。

イ ストッキングは無地のベージュ、黒無地を着用すること。

(5) 通学靴

下足箱に入る靴にすること。クロックス、サンダル等での登校は禁止する。

(6) 上履き

学校指定のものを用いる。

(7) 防寒着

ア 制服の上に着る防寒着（コートやブルゾンなど）は華美でない品位あるものとする。

イ セーター類（カーディガン、ベストなどを含む）は濃紺色、黒色など華美でないものを着用すること。

(8) 頭 髪

清楚を旨とし、パーマネントなどの加工、染髪をしない。

(9) その他

- ア 制服は変形して着用しない。
イ アクセサリー類、ピアス、マニキュア、化粧（眉そり）などは認めない。



タイプ A



タイプ B
スカート



タイプ B
スラックス



タイプ C
スラックス



タイプ C
スカート



タイプ C
スラックス

2 運転免許

二輪車・自動車等の運転免許を取得しない。ただし、3年生では就職等で必要と認められた時は3年の授業日終了後、自動車学校への入校を認めがある。

3 持ち物

- (1)授業中のスマートフォン等の使用は教員が認めた場合に限る。
(2)有害な物品・図書、不要な物は校内に持ち込まない。

4 許可願及び諸届出

下記の場合は、速やかに届け出る。

(1) 許可を必要とするもの

- ア 自転車通学をする場合
 - イ 校内での文書の掲示・配布する場合
 - ウ アルバイトを希望する場合（原則、認めていないが、特別な理由がある場合は申し出ること）
 - エ 下宿をする場合
 - オ 郊外に出る場合
 - カ 学割を希望する場合

(2) 届出を必要とするもの

- ア 交通事故及び問題行動の発生した場合
 - イ 物品の遺失、拾得、盗難があった場合
 - ウ 校舎、校具の破損をした場合
 - エ 身分証明書を紛失した場合
 - オ 学校生活を送る上で、事前に配慮が必要な場合

5 その他

事情があり、上記規定によることができない場合は、事前に担任又は生活充実部に申し出て、許可を得ること。

6 改正手続き

- (1)生徒会は生徒の意見を集約し、校長に対し、生徒心得の改正又は一部廃止を求めることがある。
 - (2)校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は生徒心得の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、職員会議や学校運営協議会等でその内容について議論するものとする。
 - (3)校長は、職員会議や学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は一部廃止について決定するものとする。
 - (4)前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

4 生活の心得

本校の生徒は、「誠実・友愛・努力」の生活信条のもとに、自主的に学習し、自立的に生活する良い校風を築き上げてきました。皆さんも、本校の校風を体得し、学校の内外を問わず、北高生としての自覚と誇りを持ち、生活の充実を図り、高校生らしい端正な服装を心がけ責任ある行動をとるようしてください。

1 校内生活での心得

- (1)挨拶の励行 先生にはもちろん、外来者に対しても礼儀正しくしましょう。
- (2)遅刻の防止 8時30分の始業のチャイムに遅刻した場合は、職員室で「遅刻カード」に必要事項を記入し、教頭先生及び学年の先生の指導を受けた後、教室へ行き教科担任に提示します。そして昼休みに担任に提出し、指導を受けます。
- (3)真剣な学習 毎時2分前には予鈴のチャイムが鳴ります。予鈴と同時に着席し、授業を受ける体勢をつくりましょう。真剣に学習に取り組む心構えが最も大切です。
- (4)集 会 迅速に行動し、出席番号順に整列すること。静粛に話を聴きましょう。
- (5)貴重品管理
- ア 移動教室など学習場所を移動する時は、自己責任において貴重品を管理しましょう。
 - イ 体育時は各自で活動場所（体育館・グラウンド等）へ持参し、教科担任に預けましょう。
 - ウ 学校行事の場合はクラスの貴重品袋に集め、担任が指定された場所で保管します。又は個人管理とします。
- (6)昼 食 原則として昼食は教室内でとりましょう。
- (7)その他
- ア 所持品には必ず記名する。せいたくなものや、多額の金銭を持ってこない。金銭の貸借をさけ、金銭の紛失に注意し、盗難防止を図りましょう。
 - イ 自転車通学者は学校の許可を受け、所定のステッカーを貼り、定められた場所に整頓して置きましょう。（別紙「自転車通学と通学路」参照）
 - ウ 危険を伴うおそれのある活動は、監督の先生の立ち合いのもとで行いましょう。
 - エ 放課後、教室その他の部屋に居残る者は、戸締まり・消灯をして退出しましょう。
 - オ 交際は、相手の立場や感情、考え方や生き方を尊重しましょう。
 - カ みだりに用のない施設に立ち入らないようにしましょう。
 - キ 校舎・校具はつとめて大切に使用し、落書、破損などしないようにしましょう。
 - ク 校具は常に所定の場所に整頓して置き、みだりに他に持ち出さないようにしましょう。
 - ケ 故意または過失によって窓ガラスなどを破損し、明らかに生徒にその責任があると認められたときは、当該生徒は相当額を弁償することとします。

2 携帯電話(スマホ)の使用について

他人の迷惑にならない、学校生活に支障を来さないことを念頭に、以下の点について十分に注意して使用してください。また、家庭でも適切な使用ができるよう約束を決めてください。

なお、正しく使用できない場合は、一時預かるなどの指導をします。

- (1) 授業中等に音（バイブ音含む）を鳴らすなど、周囲の迷惑にならないよう配慮しましょう。
- (2) 不用意な書き込みや写真・動画等の掲載を慎み、誤解のない表現に努めましょう。
- (3) 携帯電話やインターネットに夢中になり、勉強等に悪影響が及ばないようにしましょう。
- (4) 休み時間であっても、ゲームなど不適切な使用はしないようにしましょう。
- (5) 歩きスマホをしないようにしましょう。
- (6) 携帯電話を紛失するなどして、自分はもちろん友人など他人の個人情報を流出させてしまうことがないよう確実に管理しましょう。
- (7) 必ずフィルタリングサービスを設定しましょう。（岐阜県青少年健全育成条例で義務付けられています）
- (8) 困ったことが起きたら、早めに保護者や先生、警察に相談しましょう。

3 各種証明書の発行

- (1) 「在学証明書」、「卒業証明書」を必要とするときは、事務室へ行き「各種証明書発行願」に所定の事項を記入の上、事務室で手続きをします。
- (2) 「卒業見込証明書」、「学業成績証明書」については、担任に申し出てください。

4 公共交通機関の定期券購入

「身分証明書」を持参し、JR駅・最寄りの交通機関窓口で定期券を購入してください。

5 校外での心得

(1) 交友関係

お互いの人格を尊重し、あたたかい人間関係を築くように努力しましょう。

(2) 非行防止

触法行為と疑義を招くような行為は厳に慎みましょう。

(3) 盗難防止

ア 校外で毎年、自転車が盗難にあっています。必ず複数の鍵を掛けること。また、盗難にあった場合には、警察及び担任、生活充実部に届けてください。

イ 買い物などで、一時その場を離れる時は、自転車の荷物、鞄などを手に持って管理しましょう。一瞬の隙に盗難にあう事件が多発しています。

(4) 声かけ、恐喝、痴漢、変質者への対応

まず、「身の安全」の確保が最優先です。そして、隙を見て「近くの店・人家（人）」に助けを求めてください。また警察へ連絡するとともに、担任、生活充実部に届けてください。

ア 被害にあつたら、必ず警察に連絡し再発防止に協力しましょう。

イ 帰宅が遅くなる場合には、家族と連絡を取り、被害の未然防止に努めましょう。できるだけ明るい道を通るようにしましょう。暗い道を通って帰宅する際には、友達と一緒に帰りましょう。